

大田区通学路交通安全プログラム (令和8年4月～令和13年3月)

～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

令和8年3月

大田区 都市基盤整備部

教育委員会

1 プログラムの背景及び目的

平成24年度に、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受けて、区は平成24年5月から8月にかけて、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施しました。その後も、合同点検を含む関係機関との連携強化と通学路の交通安全対策を継続的に行うことを目的として、平成28年3月に大田区通学路交通安全プログラムを策定し、5か年ごとにプログラムの更新を行いました。

前プログラムでは、令和3年4月から令和8年3月までの5か年で、合同点検、交通安全対策、効果把握、改善・充実を行うPDCAサイクルに取り組むことを決めました。今回改定された通学路交通安全プログラムでは、前プログラムの実績を踏まえ、令和8年4月から令和13年3月までの5か年にわたり、通学路の交通安全確保に取り組みます。

2 関係機関

- 小学校(区立小学校)
- 教育委員会(教育総務部教育総務課)
- 道路管理者(都市基盤整備部)

※ 国道及び都道については、必要に応じ合同点検や対策等を区の道路管理者が要請する。

- 交通管理者(区内各警察署)

3 前プログラムの振り返り

小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者が連携して、通学路の合同点検及び対策を随時行い、交通安全の確保に取り組みました。ソフト面の対策として、教育委員会は交通安全教室、歩行訓練、下校指導等を毎年度ほぼ全ての小学校で行い、交通安全教育を推進しました。また、ハード面の対策として、道路管理者は防護柵や注意喚起看板の設置等を、交通管理者は横断歩道の塗り直し等を行いました。

4 実施期間

令和8年4月～令和13年3月(5か年)

5 大田区における小学校の通学路について

大田区では、以下の要件を満たす道路について、小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者の立会をした上で、通学路に指定しています。

【国による通学路の考え方】

- 児童が小学校に通うため1日につきおおむね40人(往復含む)以上通行する道路
- 小学校の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域で、児童の通行の安全を特に確

保する必要があるもの

※ 参照:交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和41年政令第103号)第4条

【大田区の通学路適用基準】

- できる限り歩車道の区別のある道路。区別がない場合は、次の条件に適合すること
 - (ア) 車両の交通量が比較的少ないこと
 - (イ) 道路の幅員が児童の通行を確保できる状態にあること
 - (ウ) 路面の占用状況が良好であること
- 無人踏切、見通し不良等の危険箇所がないこと
- 横断箇所には横断歩道、信号機が設置されているか、又は交通管理者等による交通整理、誘導が行われていること
- 原則として、私有地ではないこと
- その他児童、生徒の通学路として適当な道路環境にあること

6 通学路の交通安全確保に向けた取組方針

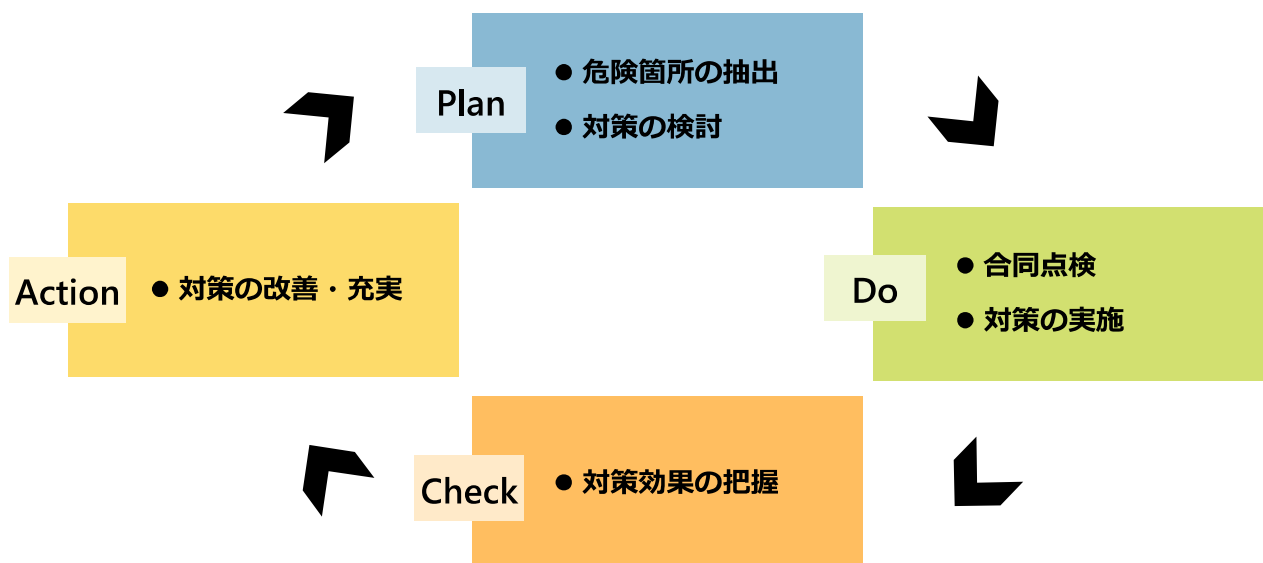
(1) 基本的な考え方

通学路の交通安全を確保するため、各小学校やPTAからの要望及び地域の実情等に合わせ、事前に通学路上の交通事故発生地点などの危険箇所を抽出します。危険箇所について、関係機関による合同点検を行い、対策を実施します。なお、対策については、交通安全教育や注意喚起などのソフト面の対策や、路面標示や防護柵の設置等のハード面の対策を行っていきます。対策の実施後、その効果を把握した上で、対策の改善・充実を行います。

これらの活動をPDCAサイクルとして、5年間繰り返し取り組みます。

(2) PDCAサイクルの継続的な取組

【通学路交通安全確保のためのPDCAサイクル】



Plan

- 危険箇所の抽出(小学校、教育委員会)
各小学校が、PTAの要望や地域の実情を取りまとめた上、通学路内の危険箇所を抽出し、教育委員会に報告をします。教育委員会は、各小学校からの報告を集約し、関係機関と共有します。
- 対策の検討(小学校、道路管理者、交通管理者)
合同点検前に、関係機関において危険箇所の内容から対策を検討します。

Do

- 合同点検(小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者)
抽出した危険箇所に対して、関係機関を中心に合同点検を行います。
- 対策の実施(小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者)
対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう関係機関で連携を図ります。内容については、ソフト面、ハード面の双方から対策を行います。

(対策例)

【小学校、教育委員会】

交通安全教育の推進、登下校時の見守りの推進

【道路管理者】

防護柵の設置、注意喚起看板の設置等

【交通管理者】

交通規制の検討、交通標識の補修、パトロールの強化等

Check

- 対策効果の把握(小学校、教育委員会)
合同点検結果に基づく対策の実施報告を受け、実際に期待した効果が上がっているか確認します。

Action

- 対策の改善・充実(小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者)
効果把握の結果を踏まえて、内容の改善・充実を図ります。

7 スケジュール

(1) 通学路合同点検(5か年)

5か年で、計画的に全ての区立小学校の通学路で合同点検を行います。各小学校において、5年に1回は合同点検を行うこととなります。また、緊急を要する場合等は、必要に応じて随時の合同点検を行います。スケジュールは別紙通学路合同点検実施計画表を基本とします。

(2) 年間作業フロー

下記の年間作業フローを基本として、PDCAサイクルに取り組みます。

【年間作業フロー(予定)】

	内容	実施機関
①	小学校への通学路合同点検実施通知及び通学路の危険箇所抽出依頼	教育委員会
②	通学路の危険箇所抽出	小学校
③	通学路合同点検の実施	小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者
④	対策の実施	小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者
⑤	対策効果の把握	小学校、教育委員会
⑥	対策の改善・充実	小学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者
⑦	対策必要箇所一覧表の公表	道路管理者

8 対策箇所の公表

各小学校の合同点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために「対策必要箇所一覧表」(別紙)を作成し、区ホームページで公表します。

9 次期プログラムへ向けた振り返り

プログラムの最終年度に、5年間の通学路の交通安全確保の取組について振り返り、次期プログラムの策定につなげます。

〇〇小学校 対策必要箇所一覧表
令和〇年度合同点検実施

令和〇年〇月時点

No.	路線名	地番	指摘内容	対策内容	担当機関	実施状況
1	大田区道A号線	大田区蒲田〇丁目×番△号	通学時間帯の交通量が多い	PTAによる旗振りの実施	〇〇小学校	対策済み
2	大田区道B号線	大田区蒲田〇丁目□番◇号	見通しが悪い	看板の設置	地域基盤整備第二課	対策済み
				止まれの塗り直し	蒲田警察	対策済み
3	都道C通り	大田区蒲田△丁目□番	ガードレールの劣化	ガードレールの補修	東京都第二建設事務所	対策済み
4						
5						
6						
7						
8						

「大田区通学路交通安全プログラム」通学路交通安全点検 調査回答票

学校番号	
学校名	小学校

1 通学路の交通危険箇所の抽出

危険箇所の内容 ※行が不足する場合は追加して記入すること

	危険箇所(住所等、場所がわかるように記入)	通学路の状況・危険の内容	改善・変更の提案(実現の可能性は問いません)	確認欄
記載例	蒲田〇-〇-〇番と〇番の間の道路、 〇〇公園から〇〇寺に続く道路	常に街路樹が伸び放題で死角が生じている、車と子どもの距離が近く危険である、道路標識が古くなって見えずらい	街路樹の剪定、歩・車道の分離、見守り人員の増加(ボランティア)、道路標識の交換	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全 <input checked="" type="checkbox"/> 通学路
①				<input type="checkbox"/> 交通安全 <input type="checkbox"/> 通学路
②				<input type="checkbox"/> 交通安全 <input type="checkbox"/> 通学路
③				<input type="checkbox"/> 交通安全 <input type="checkbox"/> 通学路
④				<input type="checkbox"/> 交通安全 <input type="checkbox"/> 通学路
⑤				<input type="checkbox"/> 交通安全 <input type="checkbox"/> 通学路

※該当箇所の番号を付記した地図を1部添付してください。

※交通安全及び通学路に関する内容か改めてご確認ください。

2 合同点検の希望日(5日記入)

--

3 その他(自由記入)

--

通学路合同点検実施計画表(令和8年4月～令和13年3月)

番号	小学校	所在地	合同点検実施年度					警察署①	警察署②	道路管理	道路管理
			R8	R9	R10	R11	R12				
1	大森第四小学校	大森南3-18-26	○					大森		一課	
2	中富小学校	大森東5-6-24		○				大森		一課	
3	大森第一小学校	大森東3-1-18	○					大森		一課	
4	開桜小学校	大森西2-26-3					○	大森		一課	
5	大森第三小学校	大森西5-22-18	○					大森		一課	
6	大森第五小学校	大森本町1-10-5		○				大森		一課	
7	大森東小学校	大森東1-29-1		○				大森		一課	
8	入新井第五小学校	大森北6-4-8			○			大森		一課	
9	入新井第一小学校	大森北4-6-7			○			大森		一課	
10	山王小学校	山王1-26-33				○		大森		一課	
11	馬込小学校	南馬込1-34-1	○					池上		一課	
12	馬込第二小学校	南馬込3-10-1				○		池上		一課	
13	馬込第三小学校	北馬込1-28-1				○		池上	田園調布	一課	三課
14	梅田小学校	南馬込6-6-1			○			池上	大森	一課	
15	池上小学校	池上1-33-8		○				池上		一課	三課
16	池上第二小学校	中央8-9-1		○				池上		一課	
17	徳持小学校	池上7-18-1		○				池上		一課	二課
18	入新井第二小学校	中央2-15-1				○		大森		一課	
19	入新井第四小学校	中央3-5-8				○		大森		一課	
20	東調布第一小学校	田園調布南28-7			○			田園調布		三課	
21	田園調布小学校	田園調布2-31-16	○					田園調布		三課	
22	調布大塚小学校	雪谷大塚町12-1				○		田園調布		三課	
23	東調布第三小学校	南久が原2-17-1					○	田園調布	池上	三課	
24	嶺町小学校	田園調布南6-10	○					田園調布	池上	三課	
25	千鳥小学校	千鳥2-5-1				○		池上		三課	二課
26	久原小学校	久が原4-12-10					○	池上	田園調布	三課	
27	松仙小学校	久が原1-11-1		○				池上	田園調布	三課	
28	池雪小学校	東雪谷5-7-1				○		田園調布		三課	
29	小池小学校	上池台2-22-7	○					田園調布		三課	
30	雪谷小学校	南雪谷3-9-23		○				田園調布		三課	
31	洗足池小学校	南千束3-35-2		○				田園調布		三課	
32	赤松小学校	北千束2-35-8					○	田園調布		三課	
33	清水窪小学校	北千束1-20-15			○			田園調布		三課	
34	糀谷小学校	西糀谷3-13-21		○				蒲田		二課	
35	東糀谷小学校	東糀谷5-18-23			○			蒲田		二課	
36	北糀谷小学校	北糀谷2-2-5				○		蒲田		二課	
37	羽田小学校	羽田3-3-14					○	蒲田		二課	
38	都南小学校	本羽田3-15-2			○			蒲田		二課	
39	萩中小学校	本羽田3-4-22				○		蒲田		二課	
40	中萩中小学校	萩中2-14-1	○					蒲田		二課	
41	出雲小学校	本羽田1-2-4					○	蒲田		二課	
42	六郷小学校	東六郷3-7-1	○					蒲田		二課	
43	西六郷小学校	西六郷2-3-1					○	蒲田		二課	
44	高畑小学校	西六郷3-28-23			○			蒲田		二課	
45	仲六郷小学校	仲六郷1-26-1	○					蒲田		二課	
46	志茂田小学校	西六郷1-4-2				○		蒲田		二課	
47	東六郷小学校	東六郷2-3-1			○			蒲田		二課	
48	南六郷小学校	南六郷3-7-1		○				蒲田		二課	
49	矢口小学校	多摩川1-18-22					○	池上		二課	一課
50	矢口西小学校	下丸子1-7-1	○					池上		二課	
51	多摩川小学校	矢口3-26-25				○		池上		二課	
52	相生小学校	西蒲田6-19-1		○				蒲田	池上	二課	
53	矢口東小学校	東矢口3-9-20			○			池上		二課	
54	おなづか小学校	西蒲田1-19-1			○			蒲田	池上	二課	
55	道塚小学校	新蒲田3-3-18				○		蒲田	池上	二課	
56	蒲田小学校	蒲田1-30-1				○		蒲田		二課	
57	南蒲小学校	南蒲田1-12-11					○	蒲田		二課	
58	新宿小学校	蒲田本町1-5-1		○				蒲田		二課	
59	東蒲小学校	東蒲田1-19-25					○	蒲田	大森	二課	一課
			11	13	11	13	11				